

## サザンクリーンセンター推進協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、サザンクリーンセンター推進協議会（以下「サザン協」という。）会則（平成19年制定）第10条第5項の規定に基づき組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事会へ提案すべき事項
- (2) 部会等から報告及び提言された事項
- (3) その他サザン協の運営に関し必要な事項  
(幹事長及び副幹事長)

第3条 幹事の互選により幹事長1人、副幹事長1人を置く。

- 2 幹事長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、副幹事長がその職務を代行する。
- 4 幹事長及び副幹事長の任期は、2会計年度とする。
- 5 幹事長又は副幹事長が任期の途中で失職したときは、新たに選任された幹事長又は副幹事長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 幹事長及び副幹事長は、任期満了後であっても後任の幹事長及び副幹事長が選任されるまでは、第4項の規定にかかわらずその役職を務めるものとする。

(会議の招集)

第4条 会議は、必要に応じ幹事長が招集する。

- 2 会議の議長は、幹事長をもって充てる。
- 3 会議は、全員の出席がなければ開くことができない。ただし、代理出席の場合はその限りでない。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、幹事会が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月10日から施行する。